【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

一　資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額）が五十億円未満の会社

二　　その発行する有価証券で金融商品取引所に上場されているものがない会社（指定法人　を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

４　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書　、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

一　資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人　を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額）が五十億円未満の会社

二　　その発行する有価証券で金融商品取引所に上場されているものがない会社（指定法人　を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

４　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第八号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

４　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第八号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

４　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第八号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

４　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成17年11月30日 府令第103号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第八号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

４　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

（３　新設）

３　前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】 （改正なし）

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。) 並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び承認申請書（発行登録追補書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社（指定法人を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び承認申請書（発行登録追補書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長　）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社（指定法人を含む。）

２　前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

３　前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社（指定法人を含む。）

（２　新設）

２　前項の規定により財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社（指定法人を含む。）

２　前項の規定により財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社（指定法人を含む。）

２　前項の規定により財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社（指定法人を含む。）

２　前項の規定により財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第五項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第二項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長に提出しなければならない。

【平成4年7月15日 省令第58号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録追補書類及び発行登録通知書を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第二項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）　に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長　に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長　に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録通知書及び発行登録追補書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第二項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、発行登録通知書及び発行登録追補書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第二項に規定する書類　を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が五十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が二十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】

（改正後）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。　次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が二十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部の管轄区域内にあるときは当該財務部長、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が二十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】

（改正後）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部の管轄区域内にあるときは当該財務部長、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が二十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部の管轄区域内にあるときは当該財務部長、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和57年12月20日 省令第64号】

（改正後）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部　の管轄区域内にあるときは当該財務部長、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部又は小樽出張所の管轄区域内にあるときは、当該財務部長又は小樽出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】

（改正後）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは、福岡財務支局長。有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部又は小樽出張所の管轄区域内にあるときは、当該財務部長又は小樽出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部又は小樽出張所の管轄区域内にあるときは、当該財務部長又は小樽出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】

（改正後）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部又は小樽出張所の管轄区域内にあるときは、当該財務部長又は小樽出張所長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部の管轄区域内にあるときは、当該財務部長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（通知書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、承認申請書及び第十六条第三項に規定する書類（次項において「通知書等」という。）を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部の管轄区域内にあるときは、当該財務部長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した通知書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（届出書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書並びに令第四条第一項に規定する承認申請書及び同条第三項に規定する書類（次項において「届出書等」という。）を提出する場合において、その提出者が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長（有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部の管轄区域内にあるときは、当該財務部長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した届出書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（届出書等の提出先）

**第二十条**　有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書並びに令第四条第一項に規定する承認申請書及び同条第三項に規定する書類（次項において「届出書等」という。）を提出する場合において、その提出者が内国会社で次の各号の一に該当するものであるときは、当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長（有価証券通知書にあつては、その所在地が財務部の管轄区域内にあるときは、当該財務部長。次項において同じ。）を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　資本の額（会社の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額）が十億円未満の会社

二　その発行する有価証券が証券取引所に上場されていない会社

２　前項の規定により財務局長を経由して大蔵大臣に提出した届出書等に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。